

## 豊明市耐震関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が交付する耐震関連事業（次条各号に掲げる要綱に規定する事業をいう。以下同じ。）に係る補助金を申請する者（以下「申請者」という。）が、耐震関連事業に係る契約を締結した者（以下「事業者」という。）に当該補助金の交付請求及び受領を委任する場合の手續（以下「代理受領」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(代理受領を利用することができる補助金)

第2条 次に掲げる要綱に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付請求及び受領については、この要綱に定めるところにより代理受領を利用することができる。

(1) 豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱（平成26年3月6日決裁）

(2) 豊明市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱（平成30年3月22日決裁）

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、前条各号に掲げる要綱において使用する用語の例による。

(届出)

第4条 代理受領を利用しようとする申請者は、補助金の交付申請書を提出する際に、代理受領届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(届出の確認)

第5条 市長は、前条の代理受領届出書の提出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出確認通知書（様式第2号）により当該届出書を提出した申請者に通知するものとする。

(届出の取下げ)

第6条 代理受領届出書を提出した申請者が、当該代理受領届出書を取り下げようとするときは、当該申請に係る事業の実績報告を行うときまでに代理受

領届出取下届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 代理受領届出書を提出した申請者が、耐震関連事業の遂行が困難になり、その補助金交付申請を取り下げたときは、併せて、前項の代理受領届出取下届出書が提出されたものとみなす。

（届出内容の変更）

第7条 申請者は、第4条の規定による届出の内容に変更が生じる場合は、代理受領届出変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の代理受領届出変更届出書の提出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出変更確認通知書（様式第5号）により当該届を提出した申請者に通知するものとする。

- 3 前項の代理受領届出変更確認通知書による通知をした場合において、次条及び第9条第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「代理受領届出確認通知書」とあるのは、「代理受領届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

（補助金の代理受領）

第8条 代理受領届出確認通知書の通知を受けた申請者は、補助金の額の確定に係る通知を受領した後、代理受領に係る委任状（様式第6号）を市長に提出することにより、当該補助金の交付請求及び受領を事業者委任することができる。

- 2 前項の代理受領に係る委任状により申請者の委任を受けた事業者は、代理受領に係る補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

- 3 市長は、前項の規定による請求に基づき、当該請求に係る補助金を事業者に交付するものとする。

（利用の取り消し）

第9条 市長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

- （1） 耐震関連事業の補助金の交付決定を取り消された場合
- （2） 代理受領届出確認通知書の受領を確認できない場合
- （3） 虚偽の届出その他の不正行為があると判明した場合

(4) 法令又はこの要綱に違反した場合

(5) その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

(書類の保管)

第10条 代理受領を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了の日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。